

令和3年

3月農業委員会総会議事録

■日 時	2021年（令和3年）3月12日（金）14：37～15：22	反訳：株式会社
■場 所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者 （敬称略） （議席順）	<p>[農業委員] 計（12名）</p> <p>1 若林 主治    2 橋本 卓爾    3 辻野 清一    4 西辻 達佳    5</p> <p>6 藤原 松男    7 前田 敏行    8 岡田 如弘    9 福本 敏行    10 飯阪 保</p> <p>11 森 勝義    12 友田 博文    13 式森 彦人</p> <p>[欠席委員] 計（1名）</p> <p>5 田口 榮男</p> <p>[事務局] 計（4名）</p> <p>中塚 好一    富永 利幸    西川 秀士    丸鳩 清乃</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について</p> <p>議案第4号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第5号 生産緑地事業計画の決定について</p> <p>議案第6号 市民農園区域の変更について</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について</p> <p>報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について</p>	

■議事内容

事務局	<p>お忙しいところありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまから令和3年3月の委員会総会を開催いたします。</p> <p>開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いします。</p>
友田会長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>只今から令和3年3月の農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の出席者数を事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>本日、委員会に出席されております委員は12名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡のありました委員は、5番、田口委員さんでございます。</p> <p>したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本委員会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、友田会長、よろしく願いいたします。</p>
友田会長	<p>本日の議事録署名委員には、7番、前田敏行委員、8番、岡田如弘委員の御両名にお願いいたします。</p> <p>（両委員の承諾あり）</p>

それでは、議案書 1 ページをお願いいたします。

3 月委員会議事日程、議案第 1 号から議案第 6 号、報告第 1 号から報告第 3 号となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

議案書 2 ページをお願いいたします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転 4 件に関する申請を別表のとおり定めるものといたします。

議案第 1 号、番号 1、福瀬町の物件につきまして、事務局から説明願います。

事務局の丸鳩でございます。

議案書 3 ページ、1 番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は福瀬町で、地目は田 4 筆、面積は合計 5 5 6 m<sup>2</sup>、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約 1 5 0 m、軽トラックで 3 分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は 8 0 日で、3 年 3 耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、周辺の農地に支障のないように営農いたしますとのことです。

続きまして、地区担当の中林推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ水稻栽培されており、譲渡人に電話にて譲渡する意思を確認いたしました。譲受人は、申請地で作物を栽培する予定です。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

友田会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第 1 号、番号 1 については許可することと決定いたします。

続きまして、議案第 1 号、番号 2、鍛冶屋町の物件につきまして、事務局から説明願います。

事務局 議案書 3 ページ、2 番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は鍛冶屋町で、地目は田 3 筆、面積は合計 1, 1 2 2 m<sup>2</sup>、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議

案書記載のとおりでございます。

申請地は休耕地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約1.1km、自動車ですぐの距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は180日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、周辺農地に影響はありませんとのこと。

続きまして、地区担当の坂口推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地を確認したところ保全管理されている農地であり、譲渡人・譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で作物を栽培する予定です。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第1号、番号2については許可することと決定いたします。

続きまして、議案第1号、番号3、平井町の物件につきまして、事務局から説明願います。

事務局

議案書3ページ、3番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は平井町で、地目は畑4筆、田1筆、面積は合計5,807㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培、保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約5km、軽トラックですぐの距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は180日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、従来と同様、雑草や農薬、耕作時の農機具の騒音や道路に土を落として汚したままにしないなど、周辺地域に迷惑をかけることなく良好な関係を維持しますとのこと。

続きまして、地区担当の田口委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ水稲、保全管理されている農地であり、譲渡人・譲受人の意思確認をいたしました。譲渡人は、申請地を譲渡することに同意されており、譲受人は、申請地で作物を栽培する予定であります。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第1号、番号3については許可することを決定いたします。

続きまして、議案第1号、番号4、若樫町の物件につきまして、事務局から説明願います。

事務局

議案書3ページ、4番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、若樫町で、地目は畑1筆、面積は1,953㎡のうち持分2分の1、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は竹林であり、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約8km、車で15分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は300日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、近隣の農地に迷惑をかけないように耕作いたしますとのことです。

続きまして、地区担当の辻推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ竹林として栽培されており、譲渡人・譲受人に電話にて意思確認いたしました。譲受人は申請地でタケノコを栽培する予定であります。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第1号、番号4については許可することと決定いたします。

議案書4ページをお願いします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権の移転1件に関する申請を別紙のとおり定めるものといたします。

議案書5ページをお願いいたします。

議案第2号、番号1、春木町の物件について事務局から説明願います。

事務局

事務局の西川でございます。

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は春木町で地目は田、面積は119㎡、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、中山間地域などに存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、2種農地と判断します。

譲受人は、建築業を営んでおり、現在の資材置場に駐車場がないため隣接地である申請地を露天駐車場に転用するものです。

続きまして、地区担当の山本委員から受けました調査結果を報告いたします。

申請地は休耕地である。申請地を転用することにより周辺農地及び水路に影響がないと認められる。譲渡人、譲受人に確認したところ、転用目的は申請内容のとおり間違いなく、許可後、速やかに地目変更するとのことであり、許可はやむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第2号、番号1については許可はやむを得ないということで、大阪府に報告いたします。

議案書6ページをお願いいたします。

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願1件に関する願い出を、別表のとおり定めるものといたします。

議案書7ページをお願いいたします。

事務局

議案第3号、番号1、観音寺町の物件について事務局から説明願います。  
議案書7ページ、1番について説明させていただきます。

物件は、観音寺町で、地目は田8筆、面積は合計6,478㎡でございます。

被相続人、相続人、被相続人との関係、相続開始年月日、農地区分については、議案書のとおりとなっております。

また、地区担当片桐推進委員と現地調査を行いましたところ、花卉栽培、水稻栽培されており、営農していく意思を確認いたしました。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第3号、番号1については承認することといたします。

議案書8ページをお願いします。

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定による農用地利用集積計画5件を別表のとおり定めるものといたします。

議案書9ページをお願いいたします。

議案第4号、番号1、芦部町の物件について事務局から説明願います。

事務局

議案書9ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は芦部町で、地目は田1筆 面積は991㎡でございます。

貸手、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の片桐推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸手・借手双方に電話にて意思確認いたしました。借手は申請地で水稻栽培する予定であります。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

事務局

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第4号、番号1については決定することといたします。

次に、議案第4号、番号2、善正町の物件について事務局から説明願います。

議案書9ページ、2番について説明させていただきます。

物件の所在地は善正町で、地目は畑1筆、面積は2,628㎡でございます。

貸手、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は休耕地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の森勝義委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、まだ何も栽培されておられません。貸手・借手に電話にて意思確認いたしました。貸手は申請地を貸すことに同意されており、借手は申請地でトマトを栽培する予定であります。7月には種をまきたいとっております。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第4号、番号2については決定することといたします。

次に、議案第4号、番号3、黒鳥町二丁目の物件について事務局から説明願います。

事務局

議案書9ページ、3番について説明させていただきます。

物件の所在地は黒鳥町二丁目で、地目は田2筆、面積は合計2,723㎡でございます。

貸手、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の西辻委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、貸手・借手に電話にて意思確認をいたしました。貸手は貸すことに同意されており、借手は申請地で作物を栽培する予定であります。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。



また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

議案第4号、番号3については決定することといたします。

次に、議案第4号、番号4、桑原町、芦部町の物件について事務局から説明願います。

事務局

議案書9ページ、4番について説明させていただきます。

物件の所在地は桑原町、芦部町で、地目は田2筆、面積は合計1,325㎡でございます。

貸手、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の辻野委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地は保全管理されている農地であり、貸手・借手双方に電話にて意思確認いたしました。借手は、申請地で水稻を栽培する予定です。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第4号、番号4については決定することといたします。

次に、議案第4号、番号5、上代町の物件について事務局から説明願います。

事務局

議案書9ページ、5番について説明させていただきます。

物件の所在地は上代町で、地目は畑1筆、面積は1,299㎡でございます。

貸手、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の立花推進委員から受けました調査結果の報告をいたしま

す。

現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸手に電話にて意思確認いたしました。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第4号、番号5については決定することといたします。

議案書10ページをお願いいたします。

議案第5号 生産緑地事業計画の決定について、都市農地の賃借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第4条の規定による事業計画2件を別表のとおり定めるものといたします。

議案書11ページをお願いいたします。

議案第5号、番号1、納花町の物件について事務局から説明願います。

事務局

今回、生産緑地事業計画の決定についてということで、この件につきましては、今回、農業委員会総会初めての案件になってございます。実は、ここに記載させていただいているとおり、都市農地の賃借の円滑化に関する法律というのが平成30年6月に成立いたしました。市街化の生産緑地に限定してですけれども、土地の貸し借りが可能になったということで、農地を借り受けようとする者は、事業計画を作成して市町村長に申請されると。市町村長は、事業計画が要件を満たす場合には、農業委員会の決定を経て認定するということになってございます。

今回、2件出ておりますが、お二人とも農家資格をお持ちの方なんですけれども、農地法の下限面積、和泉市が2反なんですけれども、全く耕作されてない新規でされる方も賃借ができると。借受け面積についても2反なくても、例えば1アール、2アール、1反とかというような形でも、事業計画が認められれば土地の貸し借りができるということになってございます。

相続税納税猶予を受けている生産緑地であっても、農地を貸し付けたとしても、納税猶予のほうは継続されるという制度になってございます。

それから、生産緑地に限って、例えば高齢でもう耕作はできないと、都市の農業者にここを作ってほしいんやというような形でその事業計画が認められれば、その農家資格のない方であっても土地の貸し借りができて、そこで耕作することができるというふうな制度になっております。土地農地の賃借が円滑、文字どおり円滑化するという法律になってございます。

それでは、まず、議案書11ページ、1番について説明させていただきます。

	<p>物件の所在地は納花町で、地目は田6筆、面積は合計1,510㎡でございます。</p> <p>貸手、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>申請地は保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の田口委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>現地確認を行い、保全管理されている農地であり、貸手・借手双方に電話にて意思確認しました。借手は申請地で水稲、野菜を栽培する予定であります。申請どおり間違いありませんとの報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件につきましては初めてのことで、市街化区域で生産緑地を持っている方に対して行われる案件です。これには事業計画を立てられないかん、3年3耕作はない、計画期限はない、下限面積については要らない、農家資格は取れない、こういう案件です。</p> <p>これにつきまして、異議、意見はございませんか。</p>
橋本委員	<p>ちょっとすみません。非常に初めてのケースですし、レアケースですので、もう少し、例えば貸手とか借手の状況とか、関係性ですね、どういう御関係なのか、その辺を含めてもう少し補足説明をお願いしたいんです。</p> <p>例えば、具体的に言えば、貸手の石川さんは非常に高齢で営農ができなくなったとか、個人情報があるからあまり詳しいことは結構だけれども、抵触しない範囲で。</p>
農林担当	<p>農林担当の溝川でございます。</p> <p>納花町の物件につきましては、貸手の方、御高齢につきまして、近隣の歳のちょっと若めの方の御一家で水稲の耕作をするというふうにお伺いしております。</p> <p>以上でございます。</p>
友田会長	<p>年は高齢でちょっと病気やねん、これね。私と同級生なんですよ。</p>
橋本委員	<p>ああそうですか。</p> <p>この借手の方というのは、非常に営農意欲の高い、当然、そういうふう認められたからそうだと思うんだけど、そういうお方ですね。</p>
農林担当	<p>今現在、1,700㎡ぐらいの耕作、これも水稲をされておまして、今後も息子と2人で引き続きやっていくというふうな意思を確認させていただいております。</p>
橋本委員	<p>この制度、非常にすばらしい制度でして、これからの生産緑地を維持するために非常に大事ですので、積極的に推進していただきたいんですけども、初めてのケースですから、できるだけ慎重かつ丁寧にやっていただきたいと思います。</p>
農林担当	<p>はい、ありがとうございます。</p>

友田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、ほかに御意見ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>なければ、議案第5号、番号1については決定することといたします。</p> <p>続きまして、議案第5号、番号2、黒鳥町二丁目の物件について事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案書11ページ、2番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は黒鳥町二丁目、地目は田3筆、面積は合計2,564㎡でございます。</p> <p>貸手、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の西辻委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>現地確認を行い、水稻栽培している農地であり、貸手は申請地を貸すことに同意されており、借手は申請地で作物を栽培する予定であります。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
友田会長	<p>説明が終わりました。</p> <p>この件につきまして、異議、意見はございませんか。</p>
橋本委員 農林担当	<p>同じように、若干補足説明していただいたほうが分かりやすいと思います。</p> <p>2件目の黒鳥町につきましても、貸手の方が御高齢かつ堺市と遠方でありまして、今回この貸借をさせてもらいたいというふうな願い出がありましたものでございます。</p> <p>借手につきましては、黒鳥町周辺に約3,000㎡の水稻を現行されておりますので、耕作も引き続き大丈夫というふうに聞いております。</p> <p>以上でございます。</p>
友田会長	<p>よろしいですか。</p>
橋本委員	<p>はい、ありがとうございます。</p>
友田会長	<p>ほかに御意見ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>御意見がなければ、議案第5号、番号2については決定することといたします。</p> <p>続きまして、議案書12ページをお願いいたします。</p> <p>議案第6号 市民農園区域の変更について市民農園整備促進法（平成2年6月22日法律第44号）第4条第1項の規定に基づき、和泉市長より市民農園区域の変更に</p>

について諮問されましたので、農業委員会の意見を求めています。

議案書 13 ページから 15 ページをお願いいたします。

議案第 6 号について事務局から説明願います。

事務局

議案書 13 ページから 15 ページについて、私から概略の説明をさせていただいた後、この案件につきましても農林担当になることから、その後、農林担当のほうから詳細説明をさせていただきます。

お手元のほうに別紙で 3 部つづりのカラー刷りの分でお配りさせていただいている位置図、農園のエリア図、現況の写真、ワンセットになっている分が別添でお配りさせていただいております。カラー刷りの分でございます。

場所のほうは泉州東部の農業団地の一つ、小川西団地、この中にある市民農園・ふぁっとりあきらら、このエリアを一部変更したいとの申出が今回ありました。

市民農園整備促進法に基づき、平成 19 年 12 月 27 日付で大阪府知事の同意を得てこの市民農園は開設されたものです。このたび、市民農園の一部区域変更が発生したということで、農業委員会の意見を求める内容となっております。

今、位置図と 2 枚目の農園区域図なんですけれども、農園区域図の中の赤で囲ってあるところが現在の市民農園の区域となっております。赤の太枠で囲っている部分です。ちょっといびつな形にはなっておるんですけれども、赤の太線で囲った部分が現在のふぁっとりあきららの市民農園の区画となっております。

今回はその枠内の左下、青の太線で囲っている部分、こちらを除外したいというふうな内容となっております。

当該案件につきましては、農林担当のほうから御説明申し上げます。

農林担当

皆さん、どうもこんにちは。私、農林担当課長の藤里でございます。

まず、委員の皆様方におかれましては、平素より本市の農林行政の推進に多大なる御理解と御協力を賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、議案第 6 号 市民農園区域の変更につきまして御説明させていただきます。

本市では、平成 11 年に策定いたしました和泉市農空間整備計画に基づく農業の 6 次産業化を目指すべく、都市と農業、農村との共生、交流や、農を通じた教育、福祉、健康の環境づくりを実現するため、仏並町の小川西農業団地、先ほど御説明させていただきましたとおりこの位置図、位置図のうち黄色く着色しているうちの一番左の部分、赤く囲われたところが小川西農業団地になるものでございます。

こちらのほうにおきまして、市民農園整備促進法に準拠しました市民農園区域の指定及び開設認定の手続を経まして、平成 20 年 8 月より、市民農園区域地権者で組織しました小川西集落農園組合によります会員制の体験農園、通称ふぁっとりあきららを開設させていただきました。

おかげをもちまして、現在に至るまで、大勢の会員様に御利用いただいている状況ではございますが、このたび、農園の多角的利用を希望される一地権者の御意向によりまして、市民農園区域の南端に位置する同氏所有の 4 筆、お手元の資料の 2 枚目に

なります。先ほども申し上げたとおり青く着色された部分でございます。こちら4筆ございまして、合計面積が2,049㎡になります。こちらの4筆を市民農園区域から除外する案が組合のほうより提起されまして、令和2年度小川西集落農園組合臨時総会において可決、本市宛て依頼文の提出があったものでございます。

つきましては、市民農園整備促進法の第4条第1項に基づきまして、委員会様の御意見を賜りたく存じ上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

友田会長 ただいま農林担当から説明がありましたが、これにつきまして、御意見ございませんか。

これ、もう縛りは解けたんかな。8年かな。

農林担当 農林担当でございます。

こちらの農園に関しましては、国の補助事業を適用されていまして、今回、除外に対して補助金の返還命令等関わってこないかという旨の質問でございますが、大阪府に確認しました結果、整備した建築物等の取壊しや目的外使用するものではなくて、また、その除外する農地に関しても引き続き、体験農園としては使わないんですが、農地として活用されるというところが担保されていますので、そもそもの補助金交付の目的に反して使用することには当たらず、補助金の返還命令はないというふうに確認が取れているものでございます。

以上です。

友田会長 いや、そうやなしに、農用地として縛っているやろう、ここ。農用地で縛っているけれども、もう長いこと、あれ大体縛りは8年ぐらいで解けるんちゃうかなと思うんやけれども、ここは縛りは解けてへん、まだそのままか。

農林担当 農林担当でございます。

農用地区域の縛りといましては、継続してそのエリアが農業をやっぱり推進するエリアになりますので、継続して引き継ぐものでございます。

以上です。

友田会長 適化法の絡みから外れているだけやね。

農林担当 はい、そうです。

友田会長 御意見ございませんか。

御意見がなければ、議案第6号について、特に意見がないと回答いたします。

農林担当 ありがとうございます。失礼します。

友田会長 次に、報告案件に移ります。

議案書16ページ、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について、農地の賃貸借権解約2件に関する通知を受理しましたので、別表のとおり報告いたします。

17ページを御参照ください。

次に、議案書18ページ、報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用4件を、専決により受理しまし

たので報告いたします。

19ページを御参照ください。

続きまして、議案書20ページ、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転2件を、専決により受理したので報告いたします。

21ページを御参照ください。

以上で本日の審議は全て終了いたしました。

この際、皆さん方から何か御意見がありましたら、承りたいと思いますけれども、何かございませんか。ありませんか。

なければ、本日は委員の皆様方には大変お忙しい中、誠にありがとうございました。これにて終了させていただきます。

御苦労さまでした。

閉会時間 15時22分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

友田会長

委員

委員